登校許可証明書(学校感染症)

千 葉 商 科 大 学

所属・学年	学科・研究科	年
学籍番号		
氏　　名		

上記の学生は、次の疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

感染症名(該当欄に〇をつけて下さい)

分類	該当	感染症種類(病名)	登校禁止期間の基準
第1種			治癒するまで
第2種		インフルエンザ [鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ(H5N1)を除く。]	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種			

初　　診	年　　月　　日
登校禁止期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
登 校 許 可	年　　月　　日　から

発　行　日	年　　月　　日
医療機関名	
医師名(自署)	㊞

この証明書による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りではありません。

v202503